

電気事業法第48条第2項調査結果(火力関係不適切事案一覧表)

No.	地点名	届出書名称	工事内容	届出受理日	届出上の工事開始日	実際の工事開始日	判断の根拠	原因分析	使用前検査合格日	備考
1	高砂火力発電所 (兵庫県)	所内ボイラー設置工事 (工事開始制限期間の短縮申請あり)	ユニット2台の停止対応として所内ボイラを設置	H12.4.7	H12.4.13 (基礎工事)	H12.4.11 (基礎工事)	・本工事は、緊急性があったことから工事開始制限期間の短縮申請を行い、4/13からの工事開始の許可を得ている。 ・工事記録を確認した結果、4/11より基礎工事(アンカー打ち)が行われており、同日を実際の工事開始日と判断した。	①緊急的な工事であったため、工事計画の届出担当箇所である当時の技術グループと工事担当箇所である当時の保修グループ、及び発注先である関係会社との相互の確認が不足していたこと。 ②購入手配していた機器が、納品予定だった4/20よりも1日早く納品されることとなつたため、変更納入日から工程を再考し、基礎工事開始を前倒した可能性があること。 ③当時は所内の担当課を横断的にチェックする仕組みが無かつたため、誤りを発見できなかつたこと。	・H12.5.10 使用前検査申請書提出 ・H12.5.22 使用前検査実施 ・H12.5.22付 使用前検査合格書受領	
2	"	第2号ボイラー加熱面積変更工事	炉内点検用観窓増設に伴う加熱面積減少	H5.9.17	H5.10.20 (保温材撤去)	H5.10.13 (保温材撤去)	・定期点検記録の実績工程表を確認した結果、10/13より保温材の撤去工事を開始しており、同日を実際の工事開始日と判断した。	①工事担当箇所である当時の保修課は、電気事業法第48条第2項に対する認識が不足していたため、使用前検査不要の通知文書を受領したことにより工事開始が可能と判断し、錯綜する定期点検工程を余裕をもって進めるべく当該工事を前倒して開始したこと。 ②当時は所内の担当課を横断的にチェックする仕組みが無かつたため、誤りを発見できなかつたこと。	H5.9.21付 使用前検査不要通知文書受領	H5.10.15 火炉変更着手(配管切断開始)
3	"	第2号ボイラ加熱面積変更 並びにバーナ容量変更工事	①バーナ自動化による炉内監視テレビ設置に伴う、火炉加熱面積の増加 ②バーナ自動化のため、重油バーナ型式の変更に伴い、バーナ容量が増加	S48.4.4 (※注)	①S48.5.11 ②S48.5.6	①S48.5.4 (炉内監視TV設置に係る管切断開始) ②S48.5.1 (補助蒸気管変更工事開始)	・定期点検記録の実績工程表を確認のうえ、実際の工事開始日を次のとおりそれぞれ判断した。 ①チューブ切断着手日 ⇒ 5/4 ②補助蒸気管変更工事着手日 ⇒ 5/1	①工事担当箇所である当時の保修課は、電気事業法第48条第2項に対する認識が不足していたため、工事計画届出書が受理されれば着工できるものと誤認していたこと。 ②当時は所内の担当課を横断的にチェックする仕組みが無かつたために、誤りを発見できなかつたこと。 ※届出上の工事開始日は添付されている工事工程表が大括りなため、どの作業開始日を工事開始日としていたのか不明。	S48.5.11付 使用前検査不要通知文書受領	(※注) 受理印の押印された控は見つけられなかつたため、届出日(手書)を受理日とした。
4	"	第1号ボイラー加熱面積変更工事	バーナ自動化による炉内監視テレビ設置に伴う、火炉加熱面積の増加	S48.2.8 (※注)	S48.3.15	S48.3.8	・定期点検記録の実績工程表を確認のうえ、チューブ切断が開始された3/8を火炉加熱面積変更工事の開始日と判断した。	①工事担当箇所である当時の保修課は、電気事業法第48条第2項に対する認識が不足していたため、工事計画届出書が受理されれば着工できるものと誤認していたこと。 ②当時は所内の担当課を横断的にチェックする仕組みが無かつたために、誤りを発見できなかつたこと。 ※届出上の工事開始日は添付されている工事工程表が大括りなため、どの作業開始日を工事開始日としていたのか不明。	S48.3.14付 使用前検査不要通知文書受領	(※注) 受理印の押印された控は見つけられなかつたため、届出日(手書)を受理日とした。
5	"	第1号燃料燃焼設備バーナー容量変更工事	バーナ自動化のため、重油バーナ型式の変更に伴い、バーナ容量が増加	S48.2.8 (※注)	S48.3.10	S48.3.3	・定期点検記録の実績工程表を確認のうえ、補助蒸気管変更工事が開始された3/3を当該工事開始日と判断した。	①工事担当箇所である当時の保修課は、電気事業法第48条第2項に対する認識が不足していたため、工事計画届出書が受理されれば着工できるものと誤認していたこと。 ②当時は所内の担当課を横断的にチェックする仕組みが無かつたために、誤りを発見できなかつたこと。 ※届出上の工事開始日は添付されている工事工程表が大括りなため、どの作業開始日を工事開始日としていたのか不明。	S48.3.7付 使用前検査不要通知文書受領	(※注) 受理印の押印された控は見つけられなかつたため、届出日(手書)を受理日とした。
6	竹原火力発電所 (広島県)	2号機緊急払出しコンベヤ装置	・緊急払出し用の円筒型コンベヤ設置 ・これに伴う水噴霧式ペルトクリーナ及び集じん機の設置 ・基礎工事(別発注)	H16.3.29	H16.4～H16.12 (※注)	H16.1.21	・コンベヤ本体の設置(購買)と基礎工事(請負)は分離発注しているが、基礎工事開始日を実際の工事開始日と判断した。 ・基礎工事記録の作業・安全指示書(兼)日誌を確認したところ、1/21杭打設との記載があり、当該日をコンベヤ装置設置に係る工事開始日と判断した。	①工事担当箇所である当時の技術整備グループは、工事開始日の定義を据付工事開始と誤って理解していたことから、基礎工事を先行して分離発注したこと。 ②許認可手続等の担当箇所である当時の企画・管理グループも工事開始日を誤認していたことから、所内における組織横断的なチェックシステムが機能しなかつたこと。 なお、本件の届出書には工事工程表が添付されておらず、届出上の着工・使用開始予定年月は、4月～12月との記載となっている。	対象外	[本体工事(購買)] ・注文日:H16.3.4 ・納期:H16.12.24 (据付調整渡し) ・据付工事開始日: H16.9.16 (※注) 届出書に工程表未添付
7	松浦火力発電所 (長崎県)	第1号発電設備 (音波式ストップロワ追設に伴う当該装置用の空気圧縮機設置	1号機の音波式ストップロワ追設に伴う当該装置用の空気圧縮機設置	H14.9.26	H14.11.11	H14.10.19	・定期点検記録の実績工程表を確認した結果、10/19(届出受理後23日)に空気圧縮機基礎コンクリートの打設を開始しており、同日を工事開始日と判断した。	①設計・工事担当箇所であり、かつ工事計画の届出担当箇所でもある当時の保修グループは、工事開始日の定義を据付工事開始と誤って理解していたこと。 ②当時の保修グループ工事担当は、電気事業法第48条第2項に対する認識が不足していたため、工事計画届出書が受理されれば着工できるものと誤認していたこと。 ③当時は30日経過以前の着工を業務ライン及び組織間(発電所・本店)でチェックする仕組みが機能していなかつたこと。	対象外	H14.10.25 機器搬入/据付工事開始